

「浜松ウエルネスプロジェクト認定ロゴマーク」応募要項

1 趣 旨

浜松市では、ウエルネスシティ（予防・健幸都市）※¹実現のため、「浜松ウエルネス推進協議会」※²等の官民連携プラットフォームを基盤に、官民が連携し、「浜松ウエルネスプロジェクト」※³を推進しています。

この度、当該プロジェクトの認知度向上、浜松ウエルネス推進協議会の参画及び連携促進を目的に作成するロゴマークを募集します。

※1 ウエルネスシティ（予防・健幸都市）

市民が病気を未然に予防することにより、健康で幸せに暮らすことができるとともに、産業など地域の発展を市民の健康が支える都市のことをいう。

※2 浜松ウエルネス推進協議会

浜松ウエルネスプロジェクトを推進する組織の一つ。市内の医療機関、大学、関連団体、地域企業などと共に、市民に対する予防・健康事業などを推進する組織のことをいう。

※3 浜松ウエルネスプロジェクト

ウエルネスシティ（予防・健幸都市）の実現に向け、疾病・介護予防や健康増進、ウエルネス・ヘルスケア産業の振興等に取り組む官民連携プロジェクトをいう。

2 主催者

浜松市ウエルネス推進事業本部

3 募集作品

浜松ウエルネスプロジェクト認定ロゴマーク

※応募者本人の自作であり未発表作品であること。

4 応募資格

ア 浜松市内の中学校、高等学校、専門学校、大学に通学する個人

イ 浜松ウエルネス推進協議会に参画する企業・団体またはそれらに所属する個人

5 応募基準

- (1) 「浜松ウエルネスプロジェクトにおける連携事業から生まれたものであること」、「市民の健康増進・健康寿命の延伸等に資するものであること」、「安心・安全であり、品質が保証されていること」をPRできるロゴマークであること。
- (2) ロゴマークは浜松らしさを感じるもので、かつ「ウエルネス」（英字スペル可）

の文字を含めること。

- (3) 汎用性の高いデザインであること（決定したロゴマークは各種商品・広報物・バッチ・看板・封筒などに使用予定）。
- (4) モノクロ使用で表現可能なものであること。プロセスフルカラー、金銀、蛍光色などの特色やグラデーションは不可。
- (5) 応募者本人の自作であり未発表作品であること。
- (6) 他の商標、マークなどに類似していないこと。
- (7) 見やすくわかりやすいデザインであること。
- (8) 最小 15mm 角でも識別できるもの。
- (9) A4 白色用紙に出力時 150mm 角に収まり、はっきりと見やすくデザインされたデータであること。
- (10) 応募は 1 者につき 1 作品とする（2 作品目以降は無効とします）。
- (11) 応募規約に同意すること。

6 制作スケジュール

令和 7 年 6 月 1 6 日（月）	募集締切
令和 7 年 6 月中旬	一次審査
令和 7 年 7 月下旬	二次審査
令和 7 年 8 月中旬	ロゴマーク選定
令和 7 年 9 月頃	デザイン修正、商標登録申請
令和 7 年 1 0 月頃	ロゴマーク公表

7 作品提出方法

(1) 専用フォームによるデータ提出

ロゴマークの元データ（jpg、フォトショップデータ、イラストレーターデータ等）は、審査が決定するまで保管し、本事務局から要望があれば提出をお願いします。

<専用フォーム>

<https://ttzk.graffer.jp/city-hamamatsu/smart-apply/apply-procedure-alias/wellnesslogo>



(2) ロゴマーク応募用紙を窓口提出、または郵送提出

ロゴマーク応募用紙を窓口、又は郵送にて提出可能です。（電子データを記録した

媒体の受け取りは行いません。)

提出先：〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2

浜松市役所 6 階 ウエルネス推進事業本部 ロゴマーク担当

8 応募期間

令和 7 年 5 月 13 日（火）から令和 7 年 6 月 16 日（月）まで

9 審査（要調整）

応募されたロゴマークの審査は、「浜松ウエルネスプロジェクト認定ロゴマーク選定要領」に定めるものとする。

10 表彰（10月頃予定）

最優秀賞 1 点（賞品 ギフトカード（1 万円相当））

優秀賞 2 点（賞品 ギフトカード（5 千円相当））

※最優秀作品を「浜松ウエルネスプロジェクト認定ロゴマーク」として採用します。

※なお、採用作品の使用に当たっては、原案を尊重しながら補正・修正等（文字の付加を含む。）を加えさせていただく場合があります。

※最優秀及び優秀作品の応募者以外への選考結果通知は行いません。また、選考内容・選考結果に関するお問い合わせには一切お答えできませんので、あらかじめご了承ください。

※受賞者の氏名は公表する場合があります。

11 留意事項

- (1) 採用された作品の知的財産権に係る一切の権利（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は浜松市に無償で譲渡するものとします。その場合、受賞者は著作者人格権を行使しないものとします。
- (2) 応募作品は、自作・未発表のもので、同一作品又は類似作品がほかのコンテスト等への応募又は発表予定がないものに限りま。作品が既に発表されているものと同じ、あるいは酷似していること等が判明した場合、審査結果発表後であっても受賞を取り消すことがあります。
- (3) 応募作品は、公序良俗に反しないもの、誹謗中傷を含まないもの、著作権・肖像権その他第三者が有する知的財産権の権利を侵害しないものに限りま。なお、第三者から知的財産権に係る権利侵害等の主張がなされた場合、その解決は全て応募者の責任において対応することとし、主催者は一切の責任を負いません。
- (4) 採用作品の使用に当たっては、原案を尊重しながら補正・修正等（文字の付加

を含む。)を加えさせていただく場合があります。

- (5) 採用作品は、「浜松ウエルネスプロジェクトにおける連携事業から生まれた商品・サービス等」以外にも、広報・PR活動等に活用する場合があります。
- (6) 応募に係る費用は自己負担となります。
- (7) 応募者の個人情報、作品の審査及び発表の範囲内のみにおいて利用し、第三者に提供することはありません。(法令等により提示を求められた場合を除く。)
- (8) 受賞の権利を他人に譲渡又は換金することはできません。
- (9) 受賞者の住所、転居先等が不明で連絡がとれない場合は、受賞が無効になる場合があります。
- (10) 審査結果公表前の審査状況へのお問い合わせには、一切お答えできません。
- (11) 規定に記載のない事項については、主催者の判断により決定します。

1 2 お問合せ先

浜松市ウエルネス推進事業本部

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2

TEL : 053-457-2129

E-mail : wellness@city.hamamatsu.shizuoka.jp